

## ～大切なお知らせ～

子育て世帯の支援のため **給付金の支給** を実施します！



子育て世帯生活支援特別給付金(国支給)

やまなし子育て世帯生活支援特別給付金(県支給)

### 1. 支給対象者

**令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者**であった方

(申請の可否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く

### 2. 支給対象児童

■令和5年3月31日時点で

**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)

※ただし、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)で支給対象となった児童に限ります。

### 3. 支給額

**児童1人当たり 10万円**  
(国支給分5万円、県支給分5万円)

▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。

▶ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座(令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等)に**令和5年5月25日(木)**に振り込みます。

【ご注意ください】

※給付金の支給を希望しない場合、受給拒否届出書を提出ください。

※令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ お問い合わせ 山梨市役所

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」窓口

**0553-22-1111(内線1155)** 受付時間: 平日9:00~16:00